

## 原子力損害賠償紛争解決センターによる口頭審理を被害者の住所地で開催することを求める緊急会長声明

1. 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的とした公的な紛争解決機関として、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）を設置した。センターには、平成23年9月1日の受付開始以降、既に2843件の和解仲介申立て（うち和解成立数は247件）があり（本年6月22日時点センター発表）、今後も全国各地の被害者が和解仲介申立てをすることが予想されることから、センターには、同機関が設置された意義を全うし、被害者救済の使命を果たすことが強く求められている。
2. 現在、センター事務所は、東京事務所（東京都港区）と福島事務所（福島県郡山市）の2カ所のみ存在し、和解仲介手続きは両事務所において実施することとされている（原子力損害賠償紛争センター和解仲介業務規程（以下「業務規程」という。）4条1項。）そして、和解仲介手続において、当事者から直接意見を聴取する場合、原則としてセンターの東京事務所又は福島事務所のいずれかの場所において開催することとされ（業務規程24条2項本文）、仲介委員が適当と認めるときに限って、適宜の場所における口頭審理の開催（同項ただし書き）、あるいは、音声の送受信により同時に通話をする方法による口頭審理の開催を認めている（同条3項）。

当然のことではあるが、このたびの福島第一・第二原子力発電所事故（以下「本件原発事故」という。）の被害者の多くは、必ずしも福島県内あるいは関東地方にとどまることを選択せず、極めて広範囲に漏出された放射能による被爆の危険性を案じ、より遠方へ避難しようと全国各地に避難しているのが実状である（本年6月7日現在の全国避難者数34万7000人、全国47都道府県1200以上の市町村に所在、近畿地方への避難者数4679人、兵庫県内への避難者数1051名：本年6月13日付復興庁発表）。

そこで、当会は、遠方に避難した被害者への救済の道を拓くべく、平成23年10月26日付け「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明」を発し、全都道府県の県庁所在地、もしくは全ての高等裁判所所在地及び避難者の多い都道府県にセンター事務所を設置するよう各関係機関へ要望したが、現在までにセンター事務所の新規設置などの適切な対応は一切行われていない。
3. 本件原発事故により遠方への避難を余儀なくされた被害者は、避難のための移動費用や宿泊費など金銭的な負担も大きく、慣れない土地での孤独かつ不安定な生活により、精神的にも過酷な状況にある。被害者を適正に救済す

るためには、加害者である東京電力が一方的に算定した賠償金では不十分であり、センターによる和解仲介手続きが極めて重要な意義を持つ。ところが、遠方に避難した被害者は、センターの事務所が近隣に存在しないという制度の不備を理由に申立てを躊躇せざるを得ず、被害者は時間の経過とともに経済的に追いつめられている。

このような状況を前に、被害者を救うべく、近畿地方でも、業務規程24条2項ただし書きに基づく大阪弁護士会館での口頭審理の開催を希望して、本年5月7日、センターに対して計8件の和解仲介手続きの申立てが行われた。

しかし、上記申立事件に関し、今般、担当仲介委員は、大阪弁護士会館での口頭審理の開催を認めず、東京事務所において口頭審理を行う旨を通告してきたとのことである。

4. そもそも本件原発事故の加害者は東京電力のみであり、被害者は原子力発電事故という何ら責任のない理由により、遠方への避難を余儀なくされている。現在センターが取り扱う申立案件は、その全ての相手方（加害者）が東京電力であり、申立人が被害者なのである。

このような事案の性質と被害者の置かれた過酷な状況に鑑みれば、加害者である東京電力の本社が存在する東京において口頭審理を開催することは、不当と言わざるを得ず、中立、公正の立場からの判断が求められている仲介委員としての準則（業務規程21条）に反するものである。

不法行為による損害賠償請求の場合も、義務履行地として、被害者の住所地に管轄が認められると解されており、被害者が東京事務所や福島事務所に赴くことを強いられる合理的理由は一切無い。

確かに、和解仲介申立件数の急増などにより、調査官や仲介委員に大きな負担が課せられている現状は理解できるものであり、その努力には敬意を表す。ただし、そのようなセンター側の事情をもって、被害者に負担を課すことになれば、被害者救済を担うセンターの使命を全うすることはできない。

仮に口頭審理への出席要請が申立代理人のみに対してであるとしても、申立てを行う際の被害者側の負担として考慮せざるを得ないのであり、申立てそのものを躊躇する要因になりかねない。また、被害者の住所地付近で口頭審理を開催した場合には仲介委員の出張が必要となるものの、その機会を利用して複数案件の口頭審理を開催することが可能であるから、非常に効率的である。

遠方からの和解仲介申立てに対して、このような負担を伴わせ、被害者による申立てを躊躇させることとなれば、センターの存在意義は失われると言っても過言ではない。

5. 以上のような状況を踏まえ、当会は、遠方に避難した被害者からの和解仲介申立事件に関し、センターの総括委員会に対して、被害者の住所地付近で

の口頭審理の開催をする旨の総括基準の策定を求めるとともに、担当仲介委員に対しては、中立、公正な立場から適正な判断を下し、被害者の住所地付近での口頭審理を開催するよう強く要望する。

近畿地方からの和解仲介申立てに関しては、少なくとも大阪弁護士会館での口頭審理の開催を求める。

2012年(平成24年)7月10日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史